平成２８年（フ）第３２号
山形県鶴岡市新海町12番27号
破産者　菅原　　進
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第３７号
山形県鶴岡市道形町21番38－４号
破産者　中田　英二
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第８２５号
埼玉県蕨市塚越４丁目９番13号　ハイツ正栄202号、旧住所茨城県水戸市本町１丁目２番８－101号　ジュネスドミール
破産者　根本　謙一
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９１３号
埼玉県川口市東領家５丁目15番８号　セレ東領家205号
破産者　高橋　健二
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９９８号
埼玉県川口市安行出羽１丁目13番６号　ガーデンハイム203
破産者　伊林　剛志（旧姓近藤）
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２３号
さいたま市緑区東浦和７丁目２番地11　404号
破産者　花野　勝久
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９１号
埼玉県加須市鴻茎2075－２　Ａ－101号（旧住所東京都千代田区一番町14番地　グランドヒルズ一番町608号）、住民票上の住所東京都千代田区麹町１丁目６番地　麹町保坂ビル７Ｆ
破産者　住母家岩夫
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７９号
横浜市港北区大倉山５丁目24番５号　メゾンドソレイユ202号
破産者　池間　直司
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８２２号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン９－４号棟309号
破産者　阿部　美樹
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１号
長野県須坂市大字幸高14番地の１
破産者　横山　浩一
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１０号
大阪市北区長柄東１丁目５番22－305号
破産者　澄川　　明
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０４号
大阪市平野区平野宮町１丁目７番２－153号、前住所大阪府東大阪市御厨３丁目８番27号
破産者　佐藤　卓也
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５８２号
大阪府八尾市跡部北の町２－１－12、開始決定時大阪府八尾市安中町２丁目１番12号
破産者　白石　隆二
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５２６号
大阪府八尾市久宝寺４丁目３番47号
破産者　木島　英樹
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８２０号
大阪市淀川区東三国２丁目12番24―404号
破産者　金本　道和
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６２号
大阪市港区池島３丁目８番１－306号
破産者　千葉　俊也
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３６号
大阪府河内長野市南ケ丘36番14号
破産者　越仲　時男
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
堺市南区晴美台１丁８番７号
破産者　谷口　桂吾
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
堺市中区見野山42番地22
破産者　山本　和生
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係